

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

<総括>

開催日時 平成30年10月2日(火) 13:04~15:10

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

西川 均 委員長

亀田 忠彦 副委員長

池田 慎久 委員

中川 崇 委員

井岡 正徳 委員

森山 賀文 委員

岩田 国夫 委員

和田 恵治 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 荒井 知事

村井 副知事

村田 副知事

末光 総務部長

上田 危機管理監

山下 地域振興部長

前阪 南部東部振興監

折原 観光局長兼県土マネジメント部理事(地域交通担当)

林 福祉医療部長兼医療政策局長

西川 医療・介護保険局長

橋本 こども・女性局長

榊田 くらし創造部長兼景観・環境局長

中川 産業・雇用振興部長

山本 農林部長

山田 県土マネジメント部長

増田 まちづくり推進局長

石井 水道局長

吉田 教育長

遠藤 警察本部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議事 9月定例県議会提出予算議案について

<会議の経過>

○西川委員長 ただいまから会議を再開します。

午後の傍聴者は1名です。

それでは、日程に従い、総括審査を行います。

質疑があればご発言願います。

○井岡委員 それでは、医療費適正化の推進について、質問します。

先日の9月議会の代表質問、予算審査特別委員会の部局審査でも質問させていただきました。国保の改革、医療費の適正化に続く、それに関連する地域別診療報酬について質問し、県の考え方や取り組みを問いただしてきました。代表質問では、知事の答弁により、知事は決して地域別診療報酬の適用を検討する展開を望んでいるのではないということを確認させていただいたと思います。今後、何よりも医療費目標を達成することであって、そのためには医療費適正化の取り組みを推し進めることが必要であると、共通の認識であると理解しております。

今の医療費適正化の数値目標は、無理があるか無理がないかわからないけれども、結局は医療提供側と、県民及び患者側が、どちらも協力しながら医療費が膨らんでいくのを、どうにかして解決していかなければならないということで、両方の意見を聞きながら、今後、医療費削減についても目標に近づくために頑張っていくのがお互いの共有の認識かと思っています。

今回、知事が全国で初めての地域別診療報酬について述べられました。九州や四国など結構いろいろまだまだ割合が大きいところと比べて、奈良県は全国的に平均ぐらいの医療費けれども、今後、高齢化が急速に進むから、まず奈良県から声を上げて、今後、真剣に取り組んでいくという姿勢かと予測しております。今言ったことについてと、それから、医療費適正化にさまざまな主体がかかわって進められるものであるけれども、第3期医療

費適正化計画に掲げた医療費目標の達成に向け、県はそれぞれの関係者と連携・協力をどのように図り、医療費適正化の取り組みを進めていくのかの2点を質問させていただきます。

○荒井知事 井岡委員から医療費適正化の考え方についてと、誰がその適正化にかかわるのかについて、2つのご質問があったと思います。

医療費適正化の前に、医療の適正化という概念があると思います。医療は、需要と供給の普通の経済学的な概念でいうと、バランスがとれて適正なところに落ちつくという理屈がなかなか適用されない分野です。医療の需要は医療提供体制がつくっていると言われるような分野ですので、医者がこれが必要だといえれば必要になってしまうという、本来的な性格があります。適正な医療の提供とはどのようなものかは、今、研究が進められていますけれども、高齢化が進むと、適正な医療とはどういうものかという研究とともに、それを負担する側からすれば医療費にはね返ってくるわけですので、医療費が適正かどうかは大きな関心事項です。

医療費適正化の大きな関心事項になってきているのは、日本では皆保険で、保険者が負担しているということだと。患者がみんな負担するのであれば、負担自身で抑制されることになるわけですが、患者の負担が1割や3割になって、あとは保険者、保険者の後ろの公費になりますと、提供者側は使い放題といいますか、保険があるから使うのだと言えば済んでしまったという事情があると思います。これは、今まで指摘されたことで、適正な医療行為、また、適正な医療負担を追及しよう、そうでないと膨らむ一方というのが社会的・政治的な背景にあると思います。そのようなことを、全体をよく見きわめて、マネジメントしようというのが国の方針でもあるし、奈良県の方針でもあります。

どのようにマネジメントするかというと、マーケットは自動的にマネジメントしてもらい、受給でもらうという、少し離れた受給関係でありますので、適正な行為かどうか、適正な医療費と認定できるのかどうかを見える化していくということです。ある地域で、1人あたりに使う医療費が、人口修正すると同じ構成なのに、随分上になっているのとそうでないのがありますが、健康度を見てみますと、医療費を使ったほうが健康になっているという統計でもないわけです。どうしてかということになると、原因は幾つかありますけれど、一つは、薬の投与が非常に膨大だということが現実にあります。患者も薬をたくさんもらうのにへっちゃらなところがあります。だから、医者も薬をたくさん出してもらうというマーケットでもあるわけです。薬を使い過ぎないようにと、一々の行為をチェ

ックするわけにはいきませんが、全体に見える化をすると、あんまりな地域ではないかということは見えてきます。

そのときに見える化でマネジメントしようという方向で、今、全体で進んでおります。データがたくさんとれるからということです。そのような中で、どうもべらぼうに医療費を使っているらしいということになれば、その原因を探って、使っているのが乱暴な診療行為ということになれば、地域別診療報酬も改正することはあり得るということ、全体として掲げたわけであります。あると言っているのではなく、あり得るということです。その点は、今まで使い放題している医者から見ればすごく乱暴なことを言うのですけど、適正に使っている医者から見れば当然でしょうと、こうなってきたのが今の中の見方です。それは乱暴だというのは、どうも乱暴に使った医者の見方ではないかと思うところもあるわけですが、そうではないのだと、普通に診療行為をしていただいていると、地域別診療報酬で下げるということはめったにないということも言ってもいいかと思えます。

そのような考え方の医療費適正化の中で、誰がかかわるのかというご質問が次にあります。提供と受療と行政と3つがありますが、主体の中では、県民は患者でもあるし、保険者でもあるし、公費の負担者でもあります。これは受益者でもあり、負担者でもあるということです。医療提供者は現実のマーケットのプレーヤーです。また、保険というのはいくく監視して、保険を使ってくれという立場です。そのような中で、県は、今申し上げたように見える化しようと、どのように使われているかよく見ようと、納得感のいく使われ方かどうかよく見ようということは大事なことかと思えます。

それと、関係者がよく議論しようとして進んでおります。どのように医療を使っているのか、医療関係者も何でも使うと乱暴なことを言う医者はごく少ないです。きちんと使うのが当然でしょうとおっしゃる方が、みんなではないけれどほとんどです。そういう人とよく議論していこうということを進めています。保険者の方、医療提供者の方、患者の代表というのは、なかなか捉えどころがないのですけれど、行政が代表になって患者の代表になるということで、関係者で協議を進めようと、またその成り行きもお互いに見ながら、まだ時間はありますので、国民健康保険が県単位化になりましたので、市町村別の保険支出、保険料の支払いはデータでずっと続きますので、どこが医療費が多いのか、また、さらに伸びているのかは、これから詳細にわかってきますので、それを見ながらいい保険運用になるように、これはひとえに、制度の持続性を確保しようという目的です。いい制度で、

負担を納得感のいくものにして、その前に受益である医療行為が納得感のいく医療行為に、一々の医療行為について、これはいい行為かどうかというチェックはできませんが、全体として統計で見るとよくわかるところはありますので、それをよく見ていこうという考え方です。以上の答弁とさせていただきます。

○井岡委員 今まで県は、行政側の立場でかかわってこられました。今回、国保の一元化で県が主体となって、保険者となって入るわけです。知事が今言われたように、見える化で市町村がどれだけ使っているかを、県が監視できる、指導できると。今だったら使い放題と言ったら悪いですけど、この市町村はいい、この市町村は税金を投入する、この町村は、選挙のために政治的に保険料を上げないで一般会計を入れるというのは、よく耳にしたことがあります。市町村長が、そういう政策をしてきた県ですけども、県単位化になって、今後は、どちらも医療費適正化に向かって進んでいかれると思っています。きょうも、ノーベル賞でオプジーボが、テレビでいろいろ話題になり、めでたいことではありますけれども、これで金を使いかけると、C型肝炎も結構高いですし、また医療費も増大します。これを避けていこうと思ったら、今はどうにかして、ジェネリックに変えようとしていますけれども、やはり大きいのは75歳以上の後期高齢者の自己負担を1割から2割にするとか、終末期医療をどうにかする、それから高度医療です。一番問題は、高度医療を野放しと言っては失礼ですけども、保険でみんな回っていますので、これは考えていかなければならないというのは共通の認識です。今回、県が保険者となって全体をリードする中で、当然ながら医療関係者も協力していきますということは常に言っています。

ただ、残念なのは、6年後に1点10円が9円になるとか、一部の方がそういうことばかりを言われて、広がってしまって、知事の真意があまり伝わっていないのが現状です。決して、上げますというのではなく、そういう選択肢もあるけれどもみんな頑張っていくましようということが、どうしてもその一部分だけを捉えて言われるケースが今回非常に多いので、こういう質問をしました。これからも丁寧な説明を求めていきたいと思えますし、最後に、もう一つ、どのようにして保険者協議会の運営をされるかをもう一度聞かせていただきたいと思います。

○荒井知事 井岡委員は法定外繰り入れのことをおっしゃったと思います。選挙前に市町村別の保険料を上げると人気落ちるから法定外繰り入れをすることは、現実にあった話ですので、そういうことがないようにということと、政治的な状況から保険運営は別であるとしたことは、とても大きなことです。

もう一つは、適正化の内容になりますが、ジェネリックと高度医療で、高度医療に金がかかるのは、ある面傾向ですが、慢性病の場合、奈良県の医療費支出で一番多い分野は高血圧です。それから腎臓病です。薬がたくさん出る分野ですが、薬をジェネリックに変えていくなど、薬を抑制して慢性病に向かうことになれば、医療費全体が大きなボリュームで減っていくことが想定されます。高度医療は目指しますけれど、医療費の適正化において、急性期は、救うのにある程度医療費や医療診療が要るのは、公的病院を中心に仕方がないと思うのです。慢性期、急性期、高度医療と分けて医療費適正化を考えていくべきだと思います。さらに丁寧に説明するようにという井岡委員のご意見は、肝に銘じたいと思います。その中で、具体的な関係機関の協議のあり方ということになりますが、保険者協議会について、これまで保険者の関係が中心でしたが、医療関係者も一緒に入ってもらうことも含めて、取り扱いを始めました。保険は医療関係者もステークホルダーだと思います。保険が成り立たないと医療行為そのものが展開できないわけですので、公費で全部賄えと言われる人もおられますが、今の状況だと、後世にツケを回しているのがとても残念です。現世代の保険で全部つぐなえていけばまだしも、公費の部分は借金をして、今の健康維持の医療費を後世にツケを回すことを、政治的にはやれというのは、選挙の前に法定外繰り入れをするのと同じ精神の行為や意見ではないかと私は思っております。できるだけ後世にツケを回さないで、医療関係者も保険運営のステークホルダーとして入っていただくことで協議を進めていきたいと思っております。

○井岡委員 保険者協議会のことも、私どもにいろいろご意見をいただいて、10円を9円に下げると言い出しているのは一部の方であって、協力をしたいと言われておりますし、そうではないよ、みんなで頑張れということをもっと全面的にPRしていただいて、医療費適正化に向けてお互い頑張っていきたいと思っておりますし、今後、知事も丁寧な説明をよろしくお願い申し上げまして、終わります。

○今井委員 井岡委員からも医療費適正化の問題で話がありましたけれども、私もその点で知事に質問をしたいと思っております。

地域別診療報酬の問題です。2023年の医療費目標を4,813億円と設定して、結果的にそれを上回った場合には、高齢者の医療の確保に関する法律第14条の、地域別診療報酬で県内の医療機関の医療費の報酬を、全国の一律の1点10円を引き下げるということで、医療関係者をはじめ全国からもこれに反対の声が非常に上がっております。結論からいえば、全国で初めて奈良県が導入したやり方は、撤回してほしいということです。

奈良県の医療費予測ですけれども、パネルをつくってきました。奈良県の2023年の医療費目標ということで、5,245億円が国が推計して出した数字で、奈良県の目標の4,813億円は、県が公表していた数字なのですけれども、予算審査特別委員会で、国が適正化前の医療費の見込みをどれぐらいにしていたのかということを探ねましたら、5,296億円という数字が出てきました。大阪府の場合ですと、県が出している目標という欄がなく、第3期医療費適正化計画は、何も適正化しなかったらどれぐらい、適正化したらどれぐらいという国が出している数値が、大阪府の出している医療費適正化計画ということになっています。

大阪府のパターンでいうと、適正化前が3兆9,096億円、適正後が3兆8,776.5億円という金額で、医療費適正化の効果が319.5億円という数字が上がっています。大阪府の人口が882万人ですので、その適正化の分を大阪府民1人当たり割ったところ、医療費を3,622円引き下げていけば、大阪府としては目標達成となるわけです。大阪府が国の推計値を目標と言っているのに対して、奈良県はもう一段下げた医療費目標で4,813億円となっております。2023年までに483億円減らそうというのが、奈良県の医療費目標です。この483億円を奈良県の人口で割ったところ、3万6,044円ということで、大阪府は1人3,622円の医療費削減の目標ですが、奈良県は3万6,044円という数字が出てきました。先日、学習会のときに、医師会の副会長の方が、知事も国の審議会では知っていると言われておりましたが、県が独自に国の目標よりも少ない目標設定しているところは、全国でどんなぐあいですかと聞かせていただいたところ、そういうところはありませんと言われてたのです。国保の広域化の問題も、奈良県が全国で最初にするということで、国が後追いの形についてきました。今回の医療費適正化も、高齢者の医療の確保に関する法律第14条に、そうしたことができることは書いてありますが、それをするというところは今までどこもなくて、奈良県がするということを言われているわけです。そういう意味では、奈良県は全国のトップランナーというような形で進んでいっておりますが、なぜ奈良県がトップランナーで走っているのか、また、奈良県にどのようなメリットがあるのか、その理由についてお尋ねしたいと思います。

○荒井知事 トップランナーで走るという意識はないのです。普通のことをしているだけなのです。今井委員のご質問の中で、削減とおっしゃるけれど、奈良県の試算はよく勉強してもらったら、削減はないのです。大阪府みたいに削減していません、その点はおわかりでしょうか。年齢階層別1人当たり医療費を据え置いた上でと、この年齢の人はこの

医療費ですと据え置くわけですから、削減はないです。その年齢が高齢化すると今の医療費が上がっていくから、同じ人が高齢化すると、その分医療費はふえるという試算していますから、削減の要素は全くないです。世の中をごまかさないでください。全く削減の要素はないのです。それをはっきりと言っておきます。トップランナーでも何でもない、削減していないということははっきり認識してください。知った上で削減しているとおっしゃっている、いつもの手かもしれませんが、そうでありません、削減はしていません。

何が目標になっているかというのは、高齢化すると医療費がふえるでしょう、高齢者が66歳と70歳では医療費が違いますねと、その70歳になった人が、何人かふえたら、その分医療費がふえます。しかし、人口が減っていくと、その年齢の人口は減っていくわけだから、その人口の医療費を減らしましょうという計算をして、それを目標にしているわけで、医療費を据え置いた上での目標ですので、過大にやっているわけではありません。

それから、国の推計と違うと。国の推計は目標ではないです。国は目標ではなく、予測をしているだけです。予測をしているのは、今のままでたくさん使うとそうなるよと。国の言うことはあまり聞かれない方かと思ったけれど、国の言うことが正しいとおっしゃるのが不思議で、国の予測を目標にするのは、私は間違いだと何度も言ったではないですか、目標と予測は違うのですから。予測どおりやると野放図になって、それだけ支出すれば負担するというだけの話で、目標でも何でもないではないですか。いつも目標を掲げてとおっしゃる今井委員の会派にしては不思議な言い方をされると聞いております。

○今井委員 何も削減ということを行っているわけではないのです。国が予測している数値から、医療費の適正化でジェネリックにするなどさまざまな取り組みをした場合に、大阪府では319億円削減になると言われているわけです。だから、決めているのはここまでのことです。全国で決めているのは大体どこまでののか。そして、そうした対応をしたときにどこまで下がるのか、全国の第3期医療費適正化計画で決めていることなのです。奈良県は483億円、国の推計値を下回る目標です。国は見込みですけれども、奈良県は目標ということで決めているわけで、それが過大ではないかと考えるわけです。今も、決して過大な医療が行われているとは言いにくいところがあるのです。医者と話をしてみますと、例えば検査を指示したら、先生、それは幾らかかりますか、薬を出したら、幾らかかりますかと、実際には患者が懐ぐあいを聞きながら医療を受けている実態があるという状況が言われています。このような県の特別なやり方はなぜかというところがよくわからないし、これをしたときに何か奈良県にメリットがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○荒井知事 全く特別なやり方ではないのです。大阪府が特別かもしれませんが。よくわかりませんが、大阪府が普通で奈良県が特別だとおっしゃるけれど、逆かもしれません。これが普通のやり方だと思って、こういうやり方をしているだけです。最初に言ったように、特別なやり方をする意図もありませんし、特別でないと思っています。いつものことだけれども、大阪府は普通、奈良県は特別と決め打ちをしないでほしいと言っておきたいと思います。なぜ特別かと、特別ではないです、普通ですと言返したいと思います。

○今井委員 大阪府が特別かどうかわかりませんが、全国の状況を聞きましたところ、全国では国が出している推計値よりも下げた設定をしているところはないと聞きましたので、全国の状況からしたら、奈良県の目標設定は特別ではないかと思ったわけです。医療費と国民健康保険の広域化が連動して、奈良県が医療提供者でもあるし、医療の受給者でもあるという関係にあり、本来、国がやるべき中身を、責任を放棄して都道府県に任せてきているというやり方がおかしいのではないかと感じているわけです。知事は国にも行かれて、こうした奈良県のやり方を報告されて大変評価されているということですが、それが逆に、県民の皆さんの医療の不安につながっているということも一方ではあるわけです。その点で県はどのようにこの問題について考えておられるのか、知事にお尋ねしたいと思います。

○荒井知事 今井委員は、いつも丁寧に質問していただきますので、私がもし乱暴に答えているとすればお許しください。

今、奈良のやり方で医療に不安に感じている方がいらっしゃると、誰だろうかと。患者はまだわからないのではないかと思います。先ほど申しましたように、医療水準を維持すると言っているわけですから、その点をぜひご認識ください。不安を感じているのは、今まで高額な医療費で稼いでいた医者ではないかと推察できるころはあります。そんなに削減すると、今までどおり医療費がもらえないという不安は確かにあり得ると思います。それは医療関係者の不安かもしれませんが、それを聞いて、今までどおりもうけるようにするとは言えない保険の危機の感じですか。医療費は今までの医療水準を維持しようということを、繰り返し、繰り返し言っているではありませんか。奈良県の方の不安はどういうところから来るのか、もし不安をあおられているならば、それは間違いだと、よしてくださいと言いたいと思います。医療の内容について不安は全くないと思います。負担について、将来の不安を払拭したいということですので、適正化という大事な点について、正面から取り組もうということ。正面から取り組むことについて、中央の社会保障改革推進会議で、そのやり方はいいということを確認されたと言っていたと。

なぜ奈良県のやり方がいと言っていたかのようなシチュエーションになったのかというと、国が全体的に、診療報酬のアップ率を一律で決めていましたが、実際にそのような診療報酬の実績になるかどうかは保証がないわけで、もう少し細かく診療報酬の将来を見据えようと国が転換したからです。各県に医療費適正化の知恵を任すと。だから今、大阪府の例を挙げられましたが、それぞれの保険の主体者たる大阪府知事、奈良県知事、長野県知事がそれぞれ責任を持って、国民健康保険のマネジメントをしなければいけないという法律になったわけですので、それぞれが知恵を絞ってやるだけです。それがどのような結果になるかは、これからの見ものですので、率先してやるから不安を感じられることは全くないように思っております。地域別診療報酬で、これ以上は上げてはいけないという上げどまりがあるかもしれない。あるかもしれないといったら不安を感じるというのは、どういうところで不安を感じられるのか。先ほど、医療提供者の不安ではないかと類推しただけですが、医療受益者、患者の不安は全くないと、今までの医療水準、額的な面では医療水準を維持するという推計をしているだけで、繰り返しになって恐縮ですが、いつも言っていることなのですが、不安があるとおっしゃるものですから、繰り返しになりますが、不安はその方面ではないと断言できると思います。

○今井委員 病気になりたいと思ってなる人は誰もいないと思うのです。何かの形で病気になったり、さまざまな事故が起きたときにそれを支えていくのが社会保障の役割だと思うわけです。奈良県もそうですが、負担と受益の問題で、能力に応じて負担をして、必要に応じて受けるのが社会保障の考え方の原則だと思っているのですが、その負担ができないという現状が実際には起きており、国民健康保険でも保険料を払えないという人が1割もいらっしゃいます。実際そのために保険証を窓口でとめられている、手元にないなど、家族の人も含め試算しましたら8,000人ぐらいの人が、今手元に保険証がない状態で暮らしていて、そういう人たちがいつどんな形で病気になるかわからないということが一方ではあると思うのです。

そして、今回県が出している医大の業務の実績に関する評価結果の25ページに、繰越欠損金の額が出ていますが、これを見ましたら、指標としては平成25年度は6億円、次は4.8億円で、平成29年度は1.2億円に下げたいということになっているのですが、実績としては22.7億円ということで、毎年どんどんこの繰越欠損金がふえているという現状が起きております。それは、急病になったりして医療を受けたけれども、医療費が払えないという現状がそこにはあるわけで、そうしたところにも安心して医療を提供

する体制をとるのが、行政の仕事ではないかと思っているのですけれども、知事はどのようにお考えでしょうか。

○荒井知事 今井委員の議論をよく聞いていると、何かまぜこぜになっています。負担の場合と受益の場合、医療を受けられないというのは受益の話で、支払えないというのは負担の話ですから、これは全く違います。医療を受けたいのに受けられないというのと、払うべきなのに払えないというのは全く問題が違うのではないですか。それが一緒になって不安だとおっしゃるのは、議論がまぜこぜになっているとまず申し上げたいと思います。

しかし、それぞれ負担の問題、受益の問題はあると思います。負担の問題は払うべき保険ですから、同世代で負担しようと、所得の高い人は多く負担しよう、所得のない人は負担しないでおこうというのが日本の大変いい保険の制度ですので、それを同世代が後世にツケを回さないように負担するのは、現世代で生きている高額所得者はたくさん払わなければいけない、所得のない人、生活保護の人は払わなくていいという立派な制度がありますので、負担できない人は負担しなくていいということはあります。負担できない人がふえているというのは経済の問題になりますので、格差で落ちこぼれる人がふえていく傾向は、ある面あるかもしれないけれど、保険の設計とはまた全然別です。負担できない人は負担できないということで所得で決めよう、それは今までのように属している市町村が法定外繰り入れもしないでとると言っているとられて差があるのと、同じ低所得でもとられるところととられないところがあるのは不公平ではないですかと。県の中は平等にしましょうというのが今度の設計ですので、設計としては公平だと思います。その中で負担ができない人が出てきているのは、これは保険の設計の話ではなく、社会現象の話にどう向かうべきかというテーマだと思います。

それから受益のほうで、医療を受けたいのに受けられないのはどういう場合かということになりますので、これは保険の設計からまた離れて、医療提供体制の話だと思います。医療提供体制がきちんと整っているか、均てんされているかという話ですので、保険の設計と違う話をまぜこぜにして、不安を感じている人がいると言われるのは腑に落ちないです。

○今井委員 まぜこぜで、私の言い方が悪かったかもしれませんが、現状の医療を受ける対象者の皆さんから考えますと、手元に保険証がないという人が奈良県下でもたくさんいらっしゃるのが実態ではないかと思えます。予算審査特別委員会でお伺いしたら、国保の広域化で保険料水準を統一することによって、32の自治体が将来保険料が上がると言わ

れておりますので、さらに払えない人がふえてくるのではないかという一方の現実と、医療費については483億円を下げようという目標で進められるということですが、非常に無理が生じてくる話かと思えます。特に奈良県で働く労働者は、医療・介護の分野が非常に多い働き口になっているわけです。知事は奈良県で働くということで頑張っておられますけれども、そういう面からしますと、このような医療費の削減によって医療機関の経営も影響が出てくると。全国の医療機関の資料を見ますと、一般病院で、2015年では損益差額率が3.7%減、2016年で4.2%減というように非常に低下しておりますし、精神病院でも2015年0.2%から、2016年1.1%に低下しているということで、医療経営は赤字のところは実際非常にあるという現状の中で、医療費の伸びを抑えるという方向では、さらに厳しい状況になっていく。そうしたら医療機関自体も存続の問題に影響が出てくる中身が、第3期医療費適正化計画に入っているのではないかと感じて、そういう意味で不安を感じていると言わせていただいたわけです。

○荒井知事 また医療費削減しておっしゃったではないですか。あれだけ医療費は削減しないとやっているのに、医療費を削減しておっしゃったのは、どこで聞いていただいているのか。いや、医療費削減するのではないかと言いつついいのだけれど、言いつ放しで、また別のことを言われるのはしょうがないと思いますけれど、いつもそうだから。何度も言わせていただくのはお許しいただきたい。削減していませんということを繰り返して言っておかないと、医療費削減が不安を呼ぶというレトリックでされるから、おかしいと思うのです。誰の不安かということになるのではないですか。患者に不安はないですということを叫んでいるわけですから、患者に不安はないということ、誰に厳しいのですかということを行っているわけだから、医療費を削減したということはないです。

不安を感じる、厳しいという言葉が出るのですが、よく分析すると誰がそのようにこの設計で感じられるのかは、我々の議論の対象であります。よく聞いてみると、誰が不安を感じているのかとよくわからないところがあるのです。不安だ、厳しいとおっしゃるけれど、どこが不安ですか、誰が厳しいと思っておられるのかということ、よく見ると奈良県のやり方がおかしいと言っているのは、今までたくさん医療費を使って稼いでいた一部の医療提供者ではないかと。こういう言い方は失礼だけれども、そういう人が言っているのではないかと、そういう人の味方ではないはずなのだと思うわけです。皆、患者の味方だけでなしに、医療関係者のことを、サポーターの方がおられるのはこういう医療提供者もきちんとしようということをお願いしているから、何か腑に落ちないままであります。

すけれども、繰り返しになります。医療費は削減しません、年齢別の医療費は額として削減できません、そういう設計にしているため、その面では不安を感じていただかなくていいですと、もっと優しい声で言えばいいかもしれませんが。今井委員のほうからはかに優しい声だから、私が悪者になってしまうのはしょうがないにしても、やはり保険は理屈ですので、そのことを繰り返したいと思います。

○今井委員 知事とこの議論をしていますが、延々と続きそうな感じがしますが、いずれにしても今、本当に医療を受ける側の方々の置かれている現状は厳しい状況です。確かに医療費の問題ではジェネリック薬の問題などいろいろ適正化を進めていく、見直さなければいけない問題もあるだろうと思います。それはそれで進めたらいいと思うのですが、国が言われているのは、5,296億円から5,245億円が医療費適正化後の数値なのです。奈良県がそこからさらに下げると。ジェネリックの見直しだとかいろいろな医療費の見直しによって適正化後の数値まで下げますと言っているわけです。そうしたら、ここから先もっと下げるとするのは、奈良県が何か特別なことをしないと奈良県の目標値までは下がらないだろうと思うわけです。2023年に奈良県の目標値までいかなかったときには、医療費の地域別診療報酬を導入するというのを、県が公言をしていますので、それは撤回をしていただきたいと申し上げたいと思います。

○荒井知事 私の理屈を聞いていただければ撤回しろと言えるような理屈ではないと思います。今の今井委員の話の話を聞くと、見直しするもとの目標はどこから来たのか、それが国の推計値であれば、推計値から減らしましたよというので、国の推計値は何なのかということになります。国の推計値とは何なのか。適正な目標なのか。そういう目標ではないと今、我々は言っているわけなのです。目標にすべきようなことではないから見直すと言っても、別に自慢にはなりませんというぐらいまで言いたい。そこから見直して、さらに下だと余計おかしい、国の目標が推計値がいいということからスタートしておかしいと言われるのはおかしいと、最初に言ったではないですか。すれ違いだから、こちらの見方に立って撤回しろと言われることに対して、撤回しませんとなるのは当然だと思います。国の推計値は高目の推計値であって誰が困るのか。国もそんな推計値を出して、押しつけているわけではないのですけれど。国の推計値はいい推計値だというようなことから外れているわけなのですけれど。認める、認めないというのも、私はそう思っているからかみ合わないと思います。かみ合わない議論で撤回しろと言われて、撤回できる理屈が出てこないでしょうと思いますので、今井委員の丁寧な撤回要求がありますので驥尾に付し

てお聞きさせていただきますが、撤回しませんという返事にさせていただきます。

○今井委員 撤回しないということですが、本当に奈良県民の皆さんが今置かれている現状が大変厳しいと改めて感じたのが、100の指標です。平成29年版の100の指標からみた奈良県勢を見ましたら、国民年金の保険者数が、奈良県は全国でナンバーワンなのです。ということは働いている人が少ないと、個人営業などで会社で働いている人が少ないのが、このような現状に出てくるのかと思うわけです。

それから、未婚者の割合も奈良県は20歳から24歳、それから29歳までというところでも全国1位という状況になっており、貧困の状況の中ではやはり単身世帯の貧困という問題が今大きくクローズアップされてきている状況があると思います。そういう中で、病気になったときに安心して医療が受けられるような体制をきちんと保障していくのが、一番大事なことではないかと思っております。今のような奈良県の進め方でいきますと、医療機関そのものの存続の問題にもかかわってくることになりますし、奈良県がこういうことをやっているから、全国にも普及しようということになっていきますと、本当に日本の医療全体の問題にも波及する大変大きな問題にかかわってくるだろうと思います。

全国で初めて奈良県がこうしたことを導入をされたわけですが、特に奈良県の医療費は全国で飛び抜けて高いという状況でもありませんし、全国的に見ますと、医療費の順位が35位と、そんなに高くないと思うのですが、全国平均以下の医療費水準の中で、あえてこうした取り組みをしたことに対して、大変違和感があります。

何度話をしても結論は出ませんが、地域別診療報酬を導入する第1号ということですが、結果的に見てどうするかということになりますけれども、そういうことが奈良県の医療費適正化計画の中に含まれておりますので、撤回をしていただきたいです。

○荒井知事 いろいろ保険の話から、最後は地域別診療報酬を撤回を求めるということですが、初めて言ったと、まだ適用もしておらず、そういう考え方だと言っただけです。あり得ると言っているわけで、あり得るをすると決めたようにおっしゃるのも間違いだと思いますけれども、こちらから言うのは、そういう考えはあり得ると言ったことを撤回しろというのですかということです。あり得ると言うのを撤回するのはおかしいと思います。あり得ると言うのを撤回しろ、そもそもないと言えということ、高齢者の医療の確保に関する法律の第14条に書いてある規定で、意見を言うことがあり得ると言ったら撤回しろというのは、どういう理屈で撤回しろということが出ることかと思いません。法律に書いてあることは、やっちはいけないのだと言っておられるかのように思いますので、そ

ういう観点からも大変おかしいと思います。それを言い出す県もあるし、しない県もあるし、それは事情に応じて知事が判断していいと、高齢者の医療の確保に関する法律に書いてあるわけで、法律を超えて勝手なことをこの地域だけで初めてするということではなしに、法律にのっとって意見を言うことはあり得ると言ったら、そういう考え方でやるのはいいと、国が言ってくれている状況ですので、奈良県だからいいよということではなしに、勇気ある考え方だと言っていただいたと。勇気ある考え方をしたらいけないのだとおっしゃっているように思いますので、それは違うのではないかと言い返したいと思います。

○今井委員 平行線ですので終わりたいと思いますけれども、奈良県からこういうことを始めたのは、特に何か医療に問題があるとか、奈良県が特に医療費が飛び抜けて高いというような、奈良県としてはそれを入れないと無理でしょうと思える状態ではない中で低い目標を設定して、2023年までに目標に向けて、言ってみれば半分おどしながら医療を進めていくような感じで私は受けとめているわけです。あえてそこまでしなくても普通の医療費の適正化で見直しをすることで医療費をきちんとするべきではないかと思ったり、またジェネリックなど薬の部分が結構多いと思うのですけれども、薬剤師の数でいきましたら、奈良県は全国30位で少ないと。実際にこうしたことを進めていこうと思えば、医療関係者の人たちの協力をもらわないことにはできないわけですので、それはそれで体制的なところへはきちんととっていくべきではないかということをお願いして、この点については終わりたいと思います。

次に、高校の問題で質問したいと思います。県立高校の再編問題で、先日も質問をしましたが、県立高校再編の問題については、県立高校将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱と及び県立高校再編計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱が定められています。なぜこうした委員会を設置せずに今回の再編計画を決めたのか、その点について伺いたいと思います。

○吉田教育長 平成13年9月17日付で、県立高校将来構想審議会の答申が出ております。その答申に基づいて再編計画が策定されたわけですが、この中には、できていること、できていないことがあります。特に答申の中では中高一貫教育、総合学科の設置など具体的なものを抱えております。我々はこの答申を受けまして、再編計画が一定終わった後にも青翔中・高等学校を設置しました。二階堂高等学校に総合学科も設置しております。その次にやってくるのが、来年、再来年からの大きな生徒数の減少で9クラス規模で生徒数が減ることが、まず平成31年度、平成32年度に起きてきます。そうい

った中で、審議会にもう一度答申するのか、再編計画の検討委員会をもう一度立ち上げるのか、それよりも適正化という再編のあり方を、課題をしっかりと検証し見直して適正にしていく、その議論を教育委員会で実際にやっというということで、審議会を再度立ち上げる、前回の審議会を活用する、再編計画の委員会を立ち上げるということをしませんでした。

○今井委員 最初の奈良県将来構想審議会については、審議会の答申に基づいて、今回計画をされていると理解してよろしいでしょうか。

○吉田教育長 将来構想の答申の精神、コンセプトも内容を生かしながらご理解いただければと思います。

○今井委員 それであれば、前回の将来構想審議会と今回の再編計画との関係はどのように理解したらいいのでしょうか。審議会の設置及び運営に関する要綱があり、この中には社会の変化や生徒の多様化に対応した県立高校の教育内容の一層の改善及び充実と今後の生徒数の推移を展望した県立高校の規模と配置の適正化などを、県立高校の今後の教育のあり方について検討、審議するために県立高校将来構想審議会を設置するとなっていますが、今回の再編計画とこの将来構想審議会の関係についてはどう考えたらいいのでしょうか。

○吉田教育長 審議会の答申は、何年までの将来構想と時限を切っていないわけです。したがって、将来構想を我々がどう捉えるかということですので、この将来構想の答申という考え方、方向性は生かしていきたいという方向で、絶えず教育委員会として検討をしています。そういうことです。

○今井委員 そうしましたら、このときの審議会が出された方向を生かしていきたいということで、その一環として今回また再編計画をつくられたということでよろしいわけですね。

○吉田教育長 今回、適正化計画と申し上げているのが、そのことのあらわれでもあります。

○今井委員 そうしましたら、将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱に基づいて出された答申を受けて、県立高校再編計画策定委員会の設置及び運営に関する要綱がありまして、前回のときには具体化が図られていたと思うのですが、今回は、それとは別のものだと理解することになるのでしょうか。

○吉田教育長 再編計画を策定して、そして実施され、その中で課題があります。課題に

については、南部、東部の定員割れの状況や、教育内容についての学校からの意見を伺った課題など、そういった課題を検証し、整理をしながらより適正にしていくという意味で、適正化計画という形で議論して策定をしたということです。

○今井委員 要綱が定めてあるわけです。そして、要綱で再編計画策定委員会については平成13年10月15日から施行ということになっており、廃止にはなっていないわけです。ですから、前回の審議会の答申を受けて、今回の計画を策定したのであれば、当然この要綱に基づいて委員会を設置するべきではなかったかと思うわけです。この委員会の設置については、第1回の会議は教育長が招集するとあり、本来は教育長が招集をするべきだろうと思いますが、それをしなかったのはどういう理由でしょうか。

○吉田教育長 前は審議会の答申に基づいて再編計画策定委員会が立ち上がって、再編計画を実施計画に具体化され実行されていますが、その再編計画の第2次再編計画を立てるという考えではありません。再編計画を再度、第2次再編計画として策定し、議会に承認をいただくということではありませんので、廃止されていなかったという認識は正直言いませんでしたので、再編計画の委員会を再度立ち上げることをしなかったのは、そういう意味です。

○今井委員 廃止されていなかったという認識がなかったとお答えされましたけれども、当時の将来構想委員会の中では非常に多岐にわたり、生徒の現状分析をしたり、通学の問題や中途退学の問題など、さまざまなことが議論されているわけです。それに基づいて、今いろいろ動いてきているわけですが、前回の再編を、今回の再編にどのように生かしたのかを伺いたいと思います。全く一からではなかったと思うので、そのあたりはどのようにされたのかを伺います。

○吉田教育長 前回の再編計画の後に、先ほども言いましたように課題が見えてきました。その課題は南部、東部の定員割れの状況、それから平成32年度から始まる大きな生徒減少、教育内容が学校に適した教育内容になっているのかどうか、具体的に教育内容を申し上げますと、奈良情報商業高等学校の情報という専門教育と商業という専門教育のあり方はどのようにしているのかといった課題を検証して、その課題を具体的に解決するために、南部、東部では統合して、そして専攻科の設置も検討した。北部の3校に関しては新たな2校の高等学校に再編成をした。それから、教育の質の向上のために実学教育の推進するといったことを盛り込んでいます。

○今井委員 今回、ここまで高校再編の問題が議論になったのは、やはり高校名を入れて

発表されたのが非常に遅かったというところが、大きな原因ではなかったかと思うのです。前回は、委員会をあらかじめ設置しながら、しかも当時は議事録も公表していた、委員は誰だったということまで含めて、非常に明らかにしながら進めてこられたと思うのです。それと今回との大きな違いが今日の高校再編でなかなか合意が得られにくい中身になっているのではないかと考えているのですが、どういう理由でそのようになったのでしょうか。

○吉田教育長 内部の検討をまず中心にしていました。内部の検討の中で課題整理をさせていただいたと。そして文教くらし委員会のご意見をいただいて、教育委員会を臨時会という形で開催し、議論を公開しながら行っていました。ただ、その議論も当初は具体性がないという意見をお聞きしています。具体的な学校名が出るのが遅かったのではないかと。したがって、臨時会での議論や、具体的に学校名を上げながら議論したことというのが、少し遅かったことは私も反省をしていると本議会でもお伝えしました。

特に途中での公開のあり方、途中で幅広く意見を聞く方法や意見を聞く体制づくりを、そのときにすべきであったと考えております。

○今井委員 いい教育をするために時間がかかったという教育長のコメントが新聞の記事にあり、拝見しました。2年間熟慮されて発表された今回の高校再編のことなのですから、これで本当に奈良県の子どもたちがいい教育受けられるのかというところに大変疑問を感じております。委員会の中でもお話ししましたが、奈良県の高校中退者率が全国平均に比べて非常に高いと。非常にというか全国1.4と奈良県1.6ということで、すけれども、600名以上の子どもたちが年間に中退し、一つの学校がなくなるような状況があるわけです。その一方で高校進学率の新しい数字を見ましたら98.9%で、ほとんどの子どもたちが高校に行く状況が今起きているわけです。ですから、そのときにいろいろなコースをつくってより分けていくという教育を進めていく、もちろん基本的なことを学ぶという点が一番大事だと思いますが、そういう格差を設けるような形の高校の今度の計画になっているのではないかと、このことを非常に危惧をするわけですが、その点ではどのようにお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○吉田教育長 まず、座学を中心とした普通科教育を多くの高等学校で実施していくことが、果たしていいのかどうか。やはり体験も含めたインターンシップ、企業へインターンシップ行くことによって子どもが実際の社会を経験しながら自立できるような教育を推進していくほうがいいのではないかと考えております。したがって、普通科教育で難易度をという学校ではなくて、国際高校でしたら外国語、英語をどのように活用できるか。

英語が好きな生徒が行ける学校から行きたい学校にというのは、前回の再編のコンセプトでもあります。行ける学校から行きたい学校に変えていくことが、子どもたちに夢や希望を与え、そして社会に出ていく力を与える、そんな教育であると思っています。先ほど言いましたように実学を中心に据えながら、子どもたちの社会自立を促す教育を推進していきたいと考えています。

○今井委員 高校の無償化も始まってきました。それは、やはり全ての子どもたちが教育を受けられるようにというのが大前提ではないかと思っております。子どもや青年の成長や発達に教育は不可欠な問題ですし、誰もが、お金があってもなくてもきちんと教育を受けるといった法的な教育の保障も必要だと思います。

そうした中で、今、県が進めている、国が進めている教育の改革の方向は、むしろ一部のエリートと、そうでないところと振り分けていく教育が進んできているのではないかと思いますし、前回の高校再編のときでもそういう形でさまざまなコースが設定されました。しかし実際、専門コースに行った子どもたちがどこまでその道に進むかといいましたら、3割ぐらいしかそういう道に行っていないということがありまして、果たしてそれが本当に奈良県にとっていいのかという問題もあると思います。特に今回の平城高校の問題について、さまざまな方からいろいろな意見を伺いました。どの高校にしようかとすごく選んで選んで、やっと入学したらその途端に自分の学校がなくなるということの子ども達の思いに対して、子どもたちが家の中でも口をきかなくなったなど、そういう子どもの変化なども保護者から話を聞いているわけです。本当に今のような進め方で、納得は得られないだろうと思いますし、奈良県の高校を出てよかったと子どもたちが思える形の高校のあり方にやはり変えていかないと、何か奈良県で教育受けていたけれども、あまり地域の思いは育たないと。この間、大淀高校や宇陀高校も対象になりましたので、いろいろ話を聞いていたのですが、実際地元の子どもは1割ぐらいしか行っていないと。ほとんどは奈良県内のほかの地域から来ているということで、地元愛というような面でも奈良県に対する思い入れというようなものが、今の奈良県の全県1区の学区制の中では育ちにくいのではないかと。ですから、そういう全面的なところから高校の再編を見直すべきではないのかと非常に感じているのです。

内々でいい教育にするためにいろいろしてきたというのが公表できなかった理由と言われていますが、それだけの時間をかけて、今回のこの再編の結果ということで大変矛盾を感じているところです。ですから、やはりきちんと審議過程から公開しながら、皆さんの

意見を取り入れて、一体どういう教育がいいのかをきちんと出していく時期ではないのかと思うわけですが、その点で教育長は、今回の再編によって奈良県の教育がどのようになっていくのか、考えがありましたらお尋ねしたいと思います。

○吉田教育長 今井委員からも今、教育を考える時期であるとおっしゃっていただきました。奈良県は全県1区という、全国的にも場合によっては少ないかも知りませんが。東北のほうに行きますと学区制はありますので、学区制があるがゆえに地元の学校に行くということも考えられると思いますけれども、全県1区によって、子どもたちの希望が自由になうということも、ある意味ではやはり大事なことであるとも思っております。そんな中で、今井委員がおっしゃいました、地元に着定する子どもの率が非常に悪くなっていることも今回の適正化の中では、地元の学校を地元の小・中学生が誇りを持って通えるような、そういった学校づくりをしていこうではないかということ、学校とも具体的な検討に入っているところです。

今回の適正化計画案に関しては、必ず奈良県の子どもたちが地元を中心に地域を愛して、学校を愛して、社会自立できるような学校づくりをしていくことを、自分自身強く思いながらこの計画を上げさせていただきました。

○今井委員 具体的などころで伺いますが、平城高校が次年度募集停止となっておりますが、それは1年生の入学はなしと、9クラス全部廃止するということになるのでしょうか。

それから、県立国際高校が次年度募集開始となっております、国際高校は登美ヶ丘高校を使いますので、登美ヶ丘高校の閉校が2022年です。そうしましたら、登美ヶ丘高校の校舎の中で2つの学校が存在するということになるのかをお尋ねしたいと思います。

○吉田教育長 来年度、平城高等学校は最後の募集を行います。登美ヶ丘高等学校が国際高校の1年生を入れることになり、1年生が国際高等学校、2、3年生が登美ヶ丘高等学校生ということになります。

○今井委員 2つの高校が1つの校舎の中にできるということですね。

それで、奈良高校の耐震化の問題も議論になりましたけれども、平城高校を2019年の次年度ですので、2020年に募集停止となったときに、奈良高校の生徒が一部利用するという事はあり得ることでしょうか。

○吉田教育長 現在は1年生が募集停止であいたところに、すぐに奈良高校の1年生とは考えておりません。平城高校の3年生が卒業してから奈良高校の生徒と考えています。

○今井委員 耐震化で問題になっており、平城高校でそうしたことになるのであれば、そ

の後に奈良高校の生徒も入っていただくことも考えられるのではないかと思います。先ほどの登美ヶ丘高校で、1つの校舎に2つの高校が並立するということが別のところであるとすれば、平城高校のあいたところに奈良高校の生徒が入ることも考えられるのではないかと思います。そういう考えはありませんか。

○吉田教育長 全く考えていないということはありませんが、そうした場合の例えば教育活動のあり方、学年と学年が違う状況になったときに、まずは運動部活動、文化部活動をどちらの生徒と一緒にやるのかなど、いろいろ課題もありますので、そういった課題を学校と相談しながら検討していく必要はあると思います。

○今井委員 平城高校が全部あいてから奈良高校となっていく計画ですけれども、そうなりますと、やはり平城高校の皆さんの思いとしては、追い出されて、その後に奈良高校が入ったというような思いがあるのだらうと思います。そういう意味では、平城高校があいたから、そこに奈良高校も来てもらうということで、一緒に学校が使えるという形のほうがスムーズに移行できることになるかと思うのですけれども、その辺で教育長は何かお考えでしょうか。

○吉田教育長 先ほども言いましたように、全く考えていないということではありませんので、奈良高校が移るまでの3年半の間の安全性の確保をいろいろな角度から考えながら検討していきたいと思っております。

○今井委員 高校適正化問題はいろいろな議論があります。しかし、ここに至るまでの進める経過の問題など、もう一度改めるべきで考えなければいけない問題はたくさんあると思います。そして、前回にそういうことはきちんとしなさいという答申が出ていたと思うのですけれども、前回の答申が今回十分に生かされていないということも大きな問題ではないかと思っております。この適正化計画については十分に意見を聞きながら、皆さんが合意できる形で進めていただきたいということを要望しておきたいと思っております。終わります。

○和田委員 今、長時間、知事と今井委員のやりとり聞いておりました。私はスムーズにやりとりできるよう質問し、答弁いただけることをお願いしたいと思います。

人口減少問題について、奈良県が持続可能な社会を構築するためにどうあるべきか、どう対策を進めていくべきかについて質問したいと思います。既に創生奈良会派の代表質問の中で、この問題を取り上げていますが、残念ながら深めることができませんでした。

1つ目に、人口増加から減少に転換をしているという大きな局面に今なってきています。

この時期においてしっかりと人口減少問題に対する腰を据えた取り組みをする必要があるのではないかとと思いますが、知事の考え方を聞いておきたいと思います。

それから、人口減少に対してスピードを緩める方向での対策として、男女の出会いの場を提供したり、出産祝い金などを県外のある地方では出されたりもしているように聞きます。そういう対策なども一つの方法かと思いますが、本県において大胆な人口減少の対策、結婚あるいは子どもを産んでいただくような社会の雰囲気をつくっていく必要があると思いますが、どうお考えでしょうか。

○荒井知事 和田委員のご質問は、人口減少社会に奈良県はどうかという点で、1つ目は人口減少が進むのだから、それに対して社会はどうか対応しなければいけないのかという課題と、人口減少そのものをとめられないまでも緩和したらどうか、結婚問題、出産問題、これは質が違うように思いますが、2つの課題を提示されました。

奈良県の人口減少問題はほかの県や地域全体で起こっておりますが、奈良県は特に急速な人口減少に見舞われていることは、まず大前提であると思います。これは急速に伸びたから急速に減ると、山が急に上がったから急に下がるという当然のことで、社会増で人口を受け入れたから、今度はその社会増で来た人は子どもがとどまらないのだから急速に減るということになります。奈良県はベッドタウンですから、急速人口減少とともに、急速高齢化があります。まず対応の仕方としては、人口減少で経済がそもそも弱くなるという大きなことがあります。目先のことになると、高齢者がふえていきますので、高齢者のための医療、介護、包括ケアが要るということです。

これは人口減少の緩和にも対応しますけれど、人口が減少している県は奈良県だけではなく、日本全国で若者の雇用がない県です。東京に行くのは若者の雇用が十分できないからです。それに対していろいろな県が雇用対策に頑張っておられます。これに差が出ています。随分差が出ています。有効求人倍率が2倍を超える県もありますし、そうでもない県もあります。地元での雇用が確保できている県とそうでない県があり、これが社会的流出につながります。緩和の中で、自然増の奨励も一つ大きなポイントですが、社会的流出の緩和も大きなことであり、これは若者の雇用にかかってくると思います。それをどのように解決するのが、この分野の大きな課題と認識しています。

○和田委員 人口減少の歯どめをかけるという意味で、結婚はすばらしい、結婚すればこういう手厚い制度が受けられるといった面での直接的な答弁はなかったですが、それは後でやりとりをしたいと思います。

人口減少の問題について、代表質問では具体的に出なかったのですが、その後の委員会や、この場でも申し上げたと思うのですがけれども、2015年から2025年にかけての10年間で、奈良県の場合、2015年には年少人口が17万人いました。生産年齢人口が80万人、老年人口が39万人です。2025年には年少人口が14万人と3万人減少します。それから生産年齢人口は70万人になって、10万人減少となります。それから老年人口は今よりもふえて42万人、3万人の増大になるわけです。特に生産年齢人口が80万人から70万人に減るということはすごく衝撃的な数字になると思っております。しかも老年人口が3万人ふえ、未来の大人たちになる年少人口も3万人減っている、これはすごい5年後の社会かと思うわけです。この状況を見た場合、奈良県として持続可能な社会を維持するためには、早急な手を打つ必要があるのではないかと思います。人口減少対策で今の生産年齢人口は意図的にふやすことは、固定しているからできません。老年人口を意図的に減らすことはできません、皆生きているわけだから。幸せに暮らしていただくことが必要です。だとすれば、17万人から14万人に6年後には3万人減っていくという状況を食い止めるためには、赤ちゃんをふやすことしかないと思うのです。そういう意味で、赤ちゃん対策、赤ちゃんをふやすことへの社会の構築が必要ではないか、あるいは行政施策として考えていく必要があるのではないかと思います。知事としてのお考え、所感を示していただきたい。

○荒井知事 和田委員は、生産年齢人口が減るということで、経済活性化のためにゆゆしきことではないかとおっしゃいましたが、奈良県は蓄えがまだあるのです。就業率が女性が最下位、男性はラストから3位で、働いていないのです。就業率トップの地域はほとんど働いている、そういう働いているところはまだ有効求人倍率が高いです。奈良県は有効求人倍率が9位です。だから、人をふやしても、若い人をふやしても働き場がないと、今は出ていってしまいます。だから、人口、若者をふやすよりも職場をふやすことが大事だと思っております。生産年齢人口は社会流動の一番激しいところです。高い給料の職場があるところへ行くということです。奈良県で高い給料をとれたら、よそからも人が来ます。それは生産年齢人口がふえることにつながるわけです。

現在、就業率は女性がずっと全国ラストであり、女性だけが言われていますが、男性は全国ラストから3位なのです。人口が余っているのではないかと、生産年齢人口が余っているのではないかと、ほかの県からは言われるような数字です。ないのは何か、人手ではなく働き場所です。働き場所を一番疎外しているのは、農地持ちが奈良のネックだと、土地持

ちが土地を寝かしていると、土地を枕に寝ていると。寝道楽の奈良県ですから、これがいけないと思います。やることは赤ちゃん対策以前にあると、それしかないと私はとても思いません。やることをやった上で赤ちゃんもふえればいいなど。働きがいのある地域だと、逆に若者が来て赤ちゃんもふえるのです。だから、何が大事か、順序をどうするか。人をふやしても働く場がないと出ていきますので、福井県などほかの県で、よくできる人を育てると給料のいいところ、学問のできるところに出ていってしまうのが残念だと言っていました。これからの地域のあり方は、地域で人、金です。人が回る前に金が回る、経済が回る、投資が来るといった地域をつくるのが、今県政の最々重要事項だと思っています。人口減少を緩和すると、和田委員がおっしゃったことは誠に賛成ですけれど、その手法は、恐縮ながら、赤ちゃんふやすことしかないではないかとは思わないです。それ以上に働き場をふやすことが人口をふやすことにもつながるし、今の若者の流出を食い止めるために、最大のやるべきことです。働き場をふやすために働く場所、土地を奈良県の人には提供してほしいと、もう叫びたいぐらいです。

○和田委員 知事がおっしゃった若者を定着させ、生産年齢人口をふやしていくことは大賛成です。けれども、毎年の人口減に対して対処できるのかどうなのか。毎年、生産年齢人口が1万人減っていくのです。15歳までの子どもは5,000人減っていつているのです。人口ピラミッドが先細りですから、裾をふやしていくような仕掛けをきちんとやらないと、将来、若者の人口や赤ちゃん人口はふえないと思います。

問題は生産年齢人口のことですが、奈良県に生まれて育った住所地の年齢を集約しているのです。大阪へという話は勘定外になっています。計算の中に入れてるのは住んでいる人たちがどうなのか、その人口減少を問題にしていますから、今から対策をしっかりと練る用意が必要ではないかと。赤ちゃん対策しかないということで、赤ちゃんをふやすことを考えていません。若者が定着し、流出することのないようにしていただきたい、応援をしたいと思います。そういう気持ちで人口減少を考えなければいけないと思うのですが、どうでしょう。

○荒井知事 就業率から見ると、女性が最下位で、労働人口で4割程度しか働いていないと。男性はもう少し高いのですが6割程度で、全国で3番目に低いわけです。全国平均でも、奈良県より高いわけです。もし10ポイント上がれば、1割増ということです。80万人の生産年齢人口の10ポイントは、8万人です。8万人が余計に働くと、その分経済の活性化にすればすごいパワーです。人口をふやして育ててというよりも、今いる人を働

かせるだけですごい活性化になる、経済の活性化にはなる。しかも人口の社会減を食い止めることにもなるということです。雇用の増は、それほど威力があることだと思います。

人口の自然増も大事だと思いますが、社会減を食い止めることは、まずできる話なのに、今まで社会減の投資を奈良県はしてこなかったとつくづく思う次第です。道路があれば社会減を食い止められることは実証されてきています。みんなが働く意欲を増すように働く場の投資をすれば、先ほど今井委員が教育問題を質問されましたが、教育は、働くために教育するということになりますので、元気に社会で活躍できる人を育てて、その育てた人どこにやるのかという学と職の接続が余りなかったと。学は教育長の責任ですけれど、職との接続は共通の責任です。かつては、桜井で卒業された人が、周りで働く場がありました。一家の人が何がしかの商売をして働いておられた、今は就職でどこかに勤めなければ働く口がないという時代になりましたが、いま一度商売ができるような道を奈良県で考えられないか、起業ができる風土になると地域での雇用が発生して人が寄ってくると。これを怠ってきたことを真摯に見きわめています。これは今、各地の競争になっています。地域で雇用を確保する、人口減社会に対応するのに各地で競争になっています。それに負けたくないというのが一番の気持ちです。

もう一つ和田委員がおっしゃったのは、高齢化になると行政サービスがいる人たちがふえるわけで、福祉や医療、介護など、行政だけのサービスではないですが、そのための行政マンも少なくなる、効率化しなければいけないと。今までどおりの人数を確保できない、教員もそうです。学生が少なくなって教員だけが伸びるという社会は少しおかしい。教員も同じように減っていく中でやりくりをしなければいけないというダウンサイズの時代の公共サービスが一つの課題です。奈良モデルというやり方で県と市町村が協働してやろうと、行政サービスの効率化に向かっている面があります。年をとってもサービス水準を下げないで住める、暮らしやすい奈良にしようと。こんなところに住めるかと言って出ていける高齢者をなくそうと、奈良県は高齢者がふえても人口増になりますので、奈良県はみとられるのに優しいと、みとられて安らかに死ぬるのでつくろうかという勢いですので、高齢者の人口増をそういう形で狙うわけではありませんが、奈良県は安らかに高齢化時代をおくれる社会にしようというのはよくわかります。若者にとっては働く場をつくらなければ、そのためにはいろいろな投資が要りますし、投資で後世にツケを回さないという知恵が要るように思います。その知恵を今絞らなければいけないので必死なのです。

○和田委員 私も必死にあすをどう生きるか、そのことで県議会議員として地域で活動をや、県政の発展のために一生懸命に尽くしています。これだけははっきりと申し上げておきます。必死だということです。

重要なことは社会増で、奈良県で育った若者たちがそのまま定着するのに企業誘致をするとか、女性がもっと産みやすい環境をつくるための対策として経済的にも豊かになれるように対策を打つなど、これは社会の中での定着の話であって、これに対して、自然増としての人口増が根本の人口増大対策になります。この人口増大対策の取り組みをどう進めていくのが重要だと、しかと言っていない、これが重要だと言っています。だから社会増も一生懸命だけれども、社会流出で他県に流れていくことは、とめる必要があるけれども、同時に肝心かなめのペースになる人口増をどのようにしていくのが重要だろうと思います。

それからもう一つ、人口が減ることになるわけですから、生産年齢人口が2015年の70万人から2025年には10万人減って60万人になります。そうすると、この10万人の減少は明らかに奈良県のGDPからしたら、経済が萎縮します。これを賄っていくということでは観光振興が重要ではないかと思います。知事は奈良県でいろいろな企業誘致もやられました。そして、若者雇用増大、定着ということでも一生懸命にされています。滞在人口をふやしていくという形で、奈良県のGDPをふやしていくことが大変重要だと思います。知事もこれまで観光振興対策は叫んでこられました。そして、いろいろと手を打たれています。しかし、まだこの方面において、奈良県の売り物は大仏と鹿しかないというような状況であることは、大変残念です。そういう意味で、人口増大対策としてはこの観光振興が戦略の中にきちんと位置づけることが必要ではないかと、経済の話でいえばそのように考える必要があるとは思いますが、どうでしょうか。

○荒井知事 GDPの話をされました。奈良県は1人当たりGDPは47位、下から2番目ぐらいで、今でもそうですから、これを上げるのは並大抵ではないと思います。しかし、上げていかないと若者が逃げる県になってしまうということで、この数字を見て必死になっているわけです。どちらが先か、人口の自然増か社会減か。自然増をしても働き場所をつくらないといけないということを強調しているわけです。しかし人をふやさないと経済的に大変だという観点からは、まだしなければいけないことがあるということと、もう一つは、1人当たりGDPのレベルで、足りない分野は、有効求人倍率が高くなっています。史上最高で、奈良県は1.68ぐらいで、それに対して2倍を超えている県が数件ありま

す。有効求人倍率が1.68でも、近畿では2番目ですけれど、全国では中位です。もっと労働需給が逼迫している県もあります。そのような県は外国人の労働者を入れて介護に向かうとか、工場労働者にしており、それがGDPに寄与しているのは実情です。奈良県もそういうことも考えなければいけない時代に入っていると思います。

それは今の経済、社会の状況をどう対応するかという分野であり、それとともに自然増対策ということを強調されております。それと自然増対策についての所感を余り申し上げませんでした。自然増対策は割とセンシティブな話だと思います。製造業のようにたくさんつくるのだとか、機械みたいに言うてはいけない分野だと思います。自然増というぐらいですので、自然とふえるのがいいのではないかと思います。自然とふえるためには、ゆっくり感とか、奈良は産みやすい、育てやすい環境をつくるのが第一かだと思います。

産みやすい、育てやすいの大きな要素は、結婚年齢になってもきちんとこの地域では給料を受けとれる、子どもを育てられる所得があるというのが、とにかく若者の心配事の第1位だと伺っておりますので、今は食いはぐれるかもしれないけれど産めというわけにはもちろんいかないで、産みやすいという中にきちんと働ける地域というのはとても大きな要素だと思います。自然増は、直接的なターゲットか、間接的なターゲットかということになるわけですが、直接的にこれだけ生むという目標を立てる類いのことができる分野ではないと思いますので、産みやすい環境を時間かかってもつくっていくということが、おまえはどう考えているかと言われたら、そういうタイプの行政分野だと思う次第です。

○西川委員長 和田委員、恐縮ですけれども、簡潔に質疑をお願いしたいと思います。

○和田委員 産みやすい環境をつくる、これはまさに自然増の方向で必要なことだと思います。その産みやすい環境がつくれていないから、このような状態になっているわけです。だから、産みやすい環境をどうつくっていくのかが重要であろうと思います。特に奈良県のアンケート調査を見たら、女性は働かなくてもいいという県民意識が高いことが数字で出ております。そういうことも含めて、社会を大きく変えていく、人口拡大の方向へとかじ取りを行うための方策は何なのかを考える必要があると思うのです。そういう話は、中長期的な話であって、当面のことではありませんが、中長期的なこの問題をしっかりと今から取り組まないと、そのときが来たら大きな頭打ちになるのではないかと思います。だから私は、持続可能な社会、奈良県をつくるためにと言っております。

そこで、改めて今の時点で提案をしたいと思います。既に人口減少の中で小・中学校の子どもたちの学ぶ校舎に空き教室が大変ふえてきました。これも問題です。人手不足とい

う問題も起きております。空き家もふえてきました。これからはますますふえていきます。こんなことは日常の中で毎日目にしておりますから、感じることはありません。いつの間にやら、あそこは寂しくなった、子どもがいないではないかというような話で日常は流れていきます。ここに人口減少問題の難しさはあると思います。いまだに人口を食いとめるためにという話が出ておりますが、そもそも人口減少問題に対応することがどれだけ難しいか、長期的に今からやっていかないといけないかという考えが皆さんの中で十分に深まっていないように思います。そういう意味で、知事の諮問機関、あるいは県としての機能を果たす役割を持つ機関として、人口減少対策会議的なものを、持ってもいいのではないかと思います。今の県民ニーズはどうなのか、高校再編の問題も出ました。既に高校、大学の定員割れが多く、半分ほどの大学で定員割れが起きています。そういうことも含めて対策を練っていく必要があるのではないかと思います。どうでしょうか。

○荒井知事 やり方として、音頭をとって、旗を掲げるムーブメントのやり方があると思いますが、この問題はムーブメントで解決できないと思います。実際に中長期的に、ステディに、辛気臭くやるしかない分野だと思います。何をするのかというと、若者が定着しやすいようにという一言なのですけれども、具体的な例では、まちづくりです。働ける場所のある町をどうつくるか、奈良県はこれに全く手を抜いていたと思います。それは音頭をとってもしようがないから、まちづくりを一生懸命しましょうということではいろいろやって、競争になっています。まちづくりに熱心になる市町村とそうでない市町村と、奈良県の中でも差ができかけています。ほっておくところは皆平等化で、頑張るところが伸びると、当然ですが、そのようになっています。県はそのような中で競争しながらいい町をつくらうという呼びかけをしております。音頭をとると皆一緒になってやろうよだけですから、頑張るところと頑張らないところが差がつかみませんので、頑張るところは応援しようというのが一番手っ取り早いのです。

駅の前で働く場、駅ワークという概念がありますが、奈良県は駅ワークがあまりないので、女性の方は車通勤がなかなか難しい、一家に何台も車要りますから、通勤するのは電車で次の駅、その次の駅まで行って働いて帰る、勉強して帰る、パートして帰るといったような駅前の町がなかなかできません。それをリニューアルするというのが最大の大きな問題だと思います。工場誘致は道路沿線ですから、直接的な雇用はふえますけれど、町中の雇用はふえない、それがひいては、町中の雇用に返ってくるということを願っていますが、町そのものをリニューアルするというのはとても大事で大きな課題かと。そうす

れば人口が減るのを食いとめられるし、今いる人たちも出ていかない町になると思います。それしかないと思います。

○和田委員 まだまだベースの点でこの人口減少の問題をすり合わせる必要があると感じました。そういうことで、きょうはここで終わりたいと思います。

○西川委員長 ほかに質疑はありませんか。

これをもって理事者に対する質疑を終わります。

それでは、採決に入ります前に、当委員会に付託を受けました議案について、委員の意見を求めます。

ご発言願います。

○池田委員 自由民主党としましては、当委員会に付託を受けた全ての議案に賛成します。

○岩田委員 自民党奈良も同じであります。

○森山委員 国民民主党として、付託された議案に賛成します。

○中川委員 日本維新の会も付託されました議案に賛成します。

○和田委員 付託議案に賛成します。

○今井委員 付託された議案は必要な内容だと思いますので賛成します。

○西川委員長 それでは、これより採決を行います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。議第77号及び報第27号中、当委員会所管分については、原案どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、議第77号及び報第27号中、当委員会所管分については、原案どおり可決または承認することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告については、正副委員長にご一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、正副委員長一任とさせていただきます。

なお、委員長報告は、10月5日金曜日の本会議で、私から報告をさせていただきますので、ご了承のほど、よろしく願いをいたします。

去る9月25日に設置されました予算審査特別委員会は、各委員のご支援、ご協力によ

りまして、滞りなく全議案を議了し、終了することができました。ここに心から厚く御礼申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これで本日の会議を終わります。